

【出題の意図】

今年度は、課題文1は、「難民保護、政策手薄の10年 日本の認定率わずか0,4%」（『日本経済新聞』2021年5月28日夕刊）、課題文2は、共同配信「難民と入管制度 各国では」（『東京新聞』2021年6月3日朝刊）、課題文3は、安田浩一「入管法『改悪』 日本は難民を『犯罪者』に仕立て上げるか」（『東京新聞』2021年5月12日朝刊）を出題した。課題文1は、日本の難民政策の現状について述べたもので難民認定率が極めて低いことが指摘されている。課題文2は、世界の難民受け入れ状況について述べるとともに各国ごとに移民労働者の受け入れとの関係が深いという状況も指摘されている。課題文3は、難民が収容される日本の入管施設をイギリスなどと比較して、その問題点が具体的に指摘されている。

【評価のポイント】

問一では、難民と人道主義、労働力不足と外国人労働力の受け入れの両方に触れている解答が期待された。ドイツでは人道上の理由から多くの難民を受け入れているが、受け入れた難民の多くが労働市場に組み入れられた。人道主義のみならず難民を労働力としても受け入れることで労働力不足をも解消する方法でこの問題に対処してきた。日本では難民認定率自体が非常に低く、取り扱いも人道的な観点から非常に問題が多い。難民を人道的な観点から取り扱うと同時に、少子高齢化と労働力不足が深刻化しつつある日本では労働力不足解消という視点からも見た解答が期待された。

問二では、課題文の分量からして人道主義に比重のある解答が多くでることが予測されたが、問一を受けて人道主義と労働力不足の解消という点に焦点をあててどれくらい説得力のある展開をできるかを問うた。また難民に対する人道主義的配慮について、世界難民条約、人権規約などの知識があるかも問うた。オーバーステイは犯罪だとか、鎖国すべきだなど根拠の弱い解答に対しては評価が低くなった。また日本人の仕事が外国人によって奪われるといった解答ももう少し深い考察が要求される。

【解答の傾向】

問一 要約に関して、ドイツと日本の両方について期待した労働力の受け入れという観点までとらえているものは少なかった。ドイツにおける難民の就労に言及できた解答は多かったものの、特に日本の入管法運用が難民申請者の就労制限を行っていることに触れているものはごく少数であり、日本の場合は、難民を移民労働力として受け入れていないという問題があることに思い至らないようであった。

問二 まず移民と難民の区別が理解できていない解答が多かった。移民の受け入れ・定着と難民の受け入れは別の問題であり、受け入れの理念や置かれている現状が異なるが、それを明確に分けて考えている解答は少なかった。

傾向としては、難民の受け入れを緩和していくべきという意見が多数であったが、具体案を提示している解答は少なかった。具体案としては難民に接触するタイプの制度を設ける、または難

民をサポートする仕組みを市役所などに作るなどの記述があった。労働力の確保、企業の拡大、観光業の促進につながるとして、難民の受け入れを肯定的に捉えている解答が多かった。また難民受け入れによって、日本人が外国人に慣れて多文化社会が進展するという楽観的な展望をする解答もあった。

逆に難民、移民の受け入れによって文化摩擦が生じることを強調した解答もあった。難民受け入れによる犯罪やテロなどへの懸念が先行するあまり、日本における難民の置かれた状況について十分に理解しておらず残念であった。否定的な意見であっても、もう少し説得力のある展開がほしかった。日本を単一民族国家だった、あるいは現在もそうであるというように考えている解答が何件かあった。

スマートフォン配信の記事ではなく、常日ごろから紙媒体の新聞記事などを読む習慣をつけ、与えられた情報を吟味できるようになることが求められる。原稿用紙の使い方や段落の分け方はおおむね問題はなかった。誤字脱字は減点対象であるが、全体的には少なかった。ただ紛争を「粉」争と書いている解答が意外に多かった。日ごろから手書きで文章を書く機会を意識的に増やしてほしい。中学、高校で学ぶ地歴・公民、現代社会などを学習するとともに、ニュースに関心を払って学んでほしい。